

教育研究上の目的（神奈川大学大学院法学研究科規程より抜粋）

本研究科の博士前期課程は、高度の専門性と応用力に富む法的思考を身に付け、その能力、専門知識及び技術を社会の様々な領域において発揮することができる人材の育成を目的とする。

本研究科の博士後期課程は、法的能力、専門知識及び技術をさらに向上させ、創造性豊かな研究及び教育活動を行うことができる研究者又は社会における複雑かつ多様な需要に応え得る実務家等優れた人材の育成を目的とする。

教育目標

法律学専攻 博士前期課程

本学の教育目標及び本研究科の教育研究上の目的等を踏まえ、法学研究科法律学専攻博士前期課程では、社会の現状を冷静・客観的に分析しつつ、社会現象の中に不変の原理を見いだし、人びとの豊かでより良い生活を展望するという理念に基づき、法学・政治学の分野において高度な専門性と応用力に富む法的思考、政治的考察と、創造性豊かな優れた研究・開発能力を身に付け、またこうした能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目標として定めます。

学士課程で受けた教育をさらに発展させたい社会人に対し、社会経験によって得られた問題意識や知識・能力を生かしつつ、行政や NPO・シンクタンク等、公共分野で活躍する専門知識と専門分野における実践的能力を培うことを教育目標として定めます。

各種の公務員、司法書士・行政書士等法曹隣接職試験の合格を目指す者に対し、法学・政治学を体系的に学修・研究させ、法律学・政治学関係の高度専門職業人としての体系的・専門知識を身につけさせることを教育目標として定めます。

法律学専攻 博士後期課程

本学の教育目標及び本研究科の教育研究上の目的等を踏まえ、法学研究科法律学専攻博士後期課程では、社会の現状を冷静・客観的に分析しつつ、社会現象の中に不変の原理を見いだし、人びとの豊かでより良い生活を展望するという理念に基づき、法学・政治学の分野において高度な専門性と応用力に富む法的思考、政治的考察と、創造性豊かな優れた研究・開発能力を身に付け、またこうした能力を生かした高度に専門的な業務に従事することのできる能力を養うことを目標とします。

このため、①高度の法的能力・専門知識及びスキルを身につけ、国際的で創造性豊かな研究及び教育活動を自立的に遂行し得る能力、②法学・政治学について体系的かつ実践的な観点から教育する能力、③法科大学院における法曹教育の成果を踏まえ、専門の分野において理論と実務を架橋する視点を持つ法律学研究者としての高度の能力、④実務家として、現代社会における複雑かつ多様な需要に応え得る高度の能力、を養成することを教育目標として定めます。

研究科・専攻の基本方針（3つのポリシー）

博士前期課程

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

本専攻博士前期課程において所定の単位を修得し、提出された論文が合格とされたものは、以下に掲げるいずれかの能力を身に付けていると判定され、修士（法学）の学位が授与されます。

1. アカデミックな世界はもとより、社会の様々な場面で、専門家としての役割を果たしうる研究者としての、高度な専門性と応用力に富む法的思考と、創造性豊かな優れた研究・開発能力
2. 入学前の職業や社会経験を踏まえ、そこで得られた問題意識と現場で蓄積された知識や能力を生かしつつ、職業上のスキルアップを実現するとともに、体系的に法学・政治学を研究することにより、行政や NPO・シンクタンク等、公共分野で活躍する高度専門職業人としての専門知識と専門分野における実践的能力
3. 各種の公務員をはじめとして、司法書士・行政書士等、法曹隣接職試験の合格を目指しつつ、法学・政治学を体

- 系的に学修・研究することにより、現代社会に必要とされる法律関係の高度専門職業人としての体系的専門知識
4. それぞれの問題関心に沿った法学・政治学を体系的に研究することにより、社会に関する深い洞察力和公正な正義観を持ち、社会の様々な分野を多様な方法で支える教養人としての専門的知識と問題解決のスキル

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本専攻博士前期課程では、高度の専門性と応用力に富む法的思考を身につけ、その能力、専門知識及び問題解決スキルを社会の様々な領域において、様々な形で発揮することができる人材を育成するため、以下のようなカリキュラム・ポリシーを設定しています。

1. カリキュラムは、大別すると、専門科目と共通科目からなります。専門科目は、民事法学科目群、公法学科目群、及び基礎法学科目群から構成され、多彩な科目を体系的に学ぶことができるよう配置されています。また、自治体での行政実務に携わる専門職業人や、様々な公共部門や地域社会の課題の解決に主導的な役割を果たすリーダーの育成を念頭に公共政策に関する科目を総合的に展開しています。
2. 共通科目の「研究スキル特講」では、論文の書き方やリーガル・リサーチの方法等、研究のスキルを学びます。多様な学修歴をもつ方の大学院での学修・研究をサポートします。
3. 「法学・政治学総合演習」では、大学院生が自ら報告し、議論することにより、自らの学修・研究の進行・成果を確かめるとともに、プレゼンテーションの技術が身につくよう指導します。また、研究科所属の教員が集団で指導にあたり、複数指導体制を実質化するとともに、研究科内外の様々な分野の研究者が最新の研究状況の情報を提供する等、研究科や大学の枠を超えた多様な教育機会を提供しています。
4. 社会人等の多様なニーズに応えるため、昼夜開講制度を採用しています。また、長期に亘る履修を計画的に進めるための長期履修制度、逆に1年間の短期間に博士前期課程を修了する早期修了制度を設け、修業年限の弾力化をはかっています。
5. 従来型の修士論文のほか、入学前の職業や社会経験等を生かした特定課題についての研究成果を審査する制度を設けています。
6. TA(ティーチング・アシスタント)等の制度を利用し、学部教育に携わる機会を提供します。大学付置機関である法学研究所における様々な活動への参加を通じて、問題・課題が発生している現場や社会に開かれた学修・研究を実施することができます。
7. 大学院特別科目等履修生制度により、優秀な学部学生が、大学院で学ぶ機会を保障し、学部教育との接合をはかっています。また、科目等履修生制度により、大学院教育を広く社会にひらかれたものになっています。
8. 神奈川県内の大学院との単位互換制度により研究科の枠を超え学ぶ機会を提供しています。

アドミッション・ポリシー（入学受入の方針）

本専攻博士前期課程は、高度の専門性と応用力に富む法的思考を身につけ、その能力、専門知識及び問題解決スキルを社会の様々な領域において様々な形で発揮することができる人材の育成を目的としています。この目的を実現するために、以下のような多様な人材の中から、向学心が強く、自主的・創造的に学び研究する姿勢と思慮に富む正義感を持ち、本研究科博士前期課程で学んだことを社会に還元する意欲を備えた方を受け入れます。

1. 法学部において学び、法学・政治学分野での高い学力や能力を備えた人
2. 学部教育において法学・政治学以外を専攻・学修した場合であっても、法学・政治学の学修・研究に強い意欲と本研究科博士前期課程での学修・研究遂行能力を持つ人
3. これまでの社会経験・職業経験をもとに、本学研究科博士前期課程における法学・政治学の学修・研究に強い意欲をもつ人
4. 正規の大学教育を受けていない場合であっても、それに代わると見なしうる業績や経験があり、本研究科博士前期課程での学修・研究遂行が可能であると認められる人

博士後期課程

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

本専攻博士後期課程において所定の単位を修得し、博士論文を提出し、合格とされたものは、以下に掲げるいずれかの能力を身に付けていると判定され、博士（法学）の学位が授与されます。

1. 現代社会における複雑かつ多様な要請に応えうる研究者として、高度の法的能力・専門知識及びスキルを身につけ、国際的で創造性豊かな研究及び教育活動を自立的に遂行し得る能力

2. 法学・政治学について体系的かつ実践的な観点から教育する能力をもつ教育者として、社会人等、社会における実践的な問題関心をもつ多様な院生に教育する能力
3. 法科大学院において法曹を目指し学修した実務的な法律学の成果を基礎とし、専門の分野において理論と実務を架橋する視点を持つ法律学の研究者としての高度の能力
4. 実務家として、法学・政治学についての専門的知識と実践的スキルを身に付け、現代社会における複雑かつ多様な需要に応え得る高度の能力

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本専攻博士後期課程では、高度の専門性と応用力に富む法的思考を身につけ、その能力、専門知識及び問題解決のスキルを社会の様々な領域において様々な形で発揮することができる人材を育成するため、以下のようなカリキュラム・ポリシーを設定しています。

1. 専門科目は、民事法学科目群、公法学科目群及び基礎法学科目群から構成され、多彩な科目を体系的に学ぶことができるよう配置され、充実したコースワークを受けることができます。コースワーク及び指導教員による論文指導が、有機的にバランスよく組み合わせられ、博士号取得に向けて総合的な指導と研究のサポートを行います。また、多様な問題関心、複数の専門領域にまたがるテーマをもつ院生のニーズに対応するため、複数の教員がチームを組み、集団で指導(集団指導体制)にあたります。
2. TA(ティーチング・アシスタント)等の制度を利用し、学部・博士前期課程教育に携わる機会を提供します。さらに、大学院進学希望者を対象とした大学院トライアルコースにアドバイザーとして参加することにより、社会の現場での課題や問題を知り、学外の専門家と知り合うとともに、多彩な大学院教育を体験することにより、教育者としての経験を積むことができます。
3. 大学付置機関である法学研究所における様々な活動への参加を通じて、社会や現場での問題に開かれた学修・研究を実施することができます。

アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

本専攻の博士後期課程は、法的能力、専門知識及び技術をさらに向上させ、創造性豊かな研究及び教育活動を行うことができる研究者又は社会における複雑かつ多様な需要に応え得る実務家等優れた人材の育成を目的としています。この目的を実現するために、以下のような多様な人材の中から、向学心が強く、自主的・創造的に学び研究する姿勢と思考に富む正義感を持ち、本研究科博士前期課程で学んだことを社会に還元する意欲を備えた方を受け入れます。

1. 博士前期課程・修士課程において、法学・政治学を学び、専門分野での高い学力と能力を備えた人
2. 博士前期課程・修士課程において法学・政治学以外の分野を専攻し、その専門分野を生かしつつ、本研究科博士後期課程での学修・研究に強い意欲をもつ人
3. 法科大学院において、実務的な観点から法学を学び、本研究科博士後期課程での学修・研究に強い意欲をもつ人
4. これまでの社会経験・職業経験をもとに、本研究科博士後期課程における法学・政治学の学修・研究に強い意欲をもつ人
5. 大学院博士前期課程・修士課程を修了していない場合であっても、それに代わると見なしうる業績や経験があり、本研究科博士後期課程での学修・研究遂行が可能であると認められる人

I 履修案内

1. 課程、修業年限および取得学位

神奈川大学大学院法学研究科は、博士前期課程（修士課程2年）と博士後期課程（博士課程3年）からなっています。それぞれの課程を修了すると、修士（法学）または博士（法学）の学位が授与されます。

2. 履修の内容

研究指導：本研究科では、博士前期課程と博士後期課程を通じて、研究指導を重視しています。主指導教員と副指導教員からなる集団指導体制を確立しつつあります。

授業科目：授業科目は、大別すると、基礎法学科目群および民事法学科目群、公法学科目群から構成され、多彩なカリキュラムが体系的に配置されています。専門分野の研究を通じて法的リテラシーの徹底、実質化を培う基礎法学科目を根底に、将来、院生各自がめざす進路分野に対し、的確に対応する民事法学、公法学の各知識・技能を修得できる多彩な科目が用意されています。なかでも、「税法特講」は、税理士資格取得をめざす方のために開講される授業です。

授業科目の特色：法学研究科では、現代社会の新しいニーズにこたえるために、多様な大学院生を迎え充実した大学院教育を実施するために、カリキュラムの大きな改訂作業を進めています。2010年から開講された新カリキュラムでは、論文の書き方や legal research の方法など、大学院での学修・研究を具体的にサポートする科目や、集団指導体制を実質化するための「法学・政治学総合演習」などが実施されています。これらは、多様な背景をもち、複数の専門分野にまたがる研究テーマをもつ院生の指導には、不可欠のものです。さらに、上記の教育をより具体的に推進するため、2013年度より、2科目を新設し、現役の社会保険労務士向けに教育プログラム（履修モデル）を下記のとおり、導入しました。

経営・労務コンサルティング法実務 履修モデル（社会保険労務士向けの具体的な教育プログラム）

〔基本コンセプト〕

- ＊ ワンランク上の社会保険労務士（社労士）をめざす現職の社労士向けに、理論と実務を架橋する修士課程教育を提供します。
- ＊ 企業・組織が直面する人事・労務管理の現実を直視し、実務上生かす知見を身につけるための教育・研究環境を提供します。
- ＊ このため、①法学・経営学・経済学等の学際的視点を重視し、②リーガル・ビジネス両側面の相互関係を重視し、③セオリーとスキルの両面が融合する教育を提供します。
- ＊ また、④企業・組織が直面する課題をミクロの視点で分析すると同時に、⑤企業・組織を取り巻く Local, National, Global な物の見方—マクロの視点も会得できる教育・研究環境を提供します。

〔履修モデル〕

共通科目	研究スキル特講 I・II 現代法特講 I・II
基幹科目	民法特講 I～IV 商法特講 I～III 民事訴訟法特講 労働法特講 社会保障法特講 憲法 I・II 行政法 I・II
展開科目	経済法特講 税法特講 国際法特講 行政学特講 法哲学特講 法社会学特講 裁判外紛争解決手続（ADR）特講 人事・労務管理法務特講
総合演習	法学・政治学総合演習A・B

（経営学研究科等の他研究科の特講等は、8単位を上限として履修できる。）

〔修士論文または特定課題研究〕

- ＊ 本履修モデルにもとづき履修する者は、修士論文または特定課題研究を執筆します。
- ＊ 「特定課題研究」については、正副指導教員の指導の下で選択した1～3種のテーマ（基幹科目群または展開科目群における開講科目に関連するものを含む）につき執筆された報告書（合計2.5万字程度又はそれを超えるもの）をもって、これに充てることができるものとする。

Ⅱ 学修の流れ

博士前期課程 学修の流れ

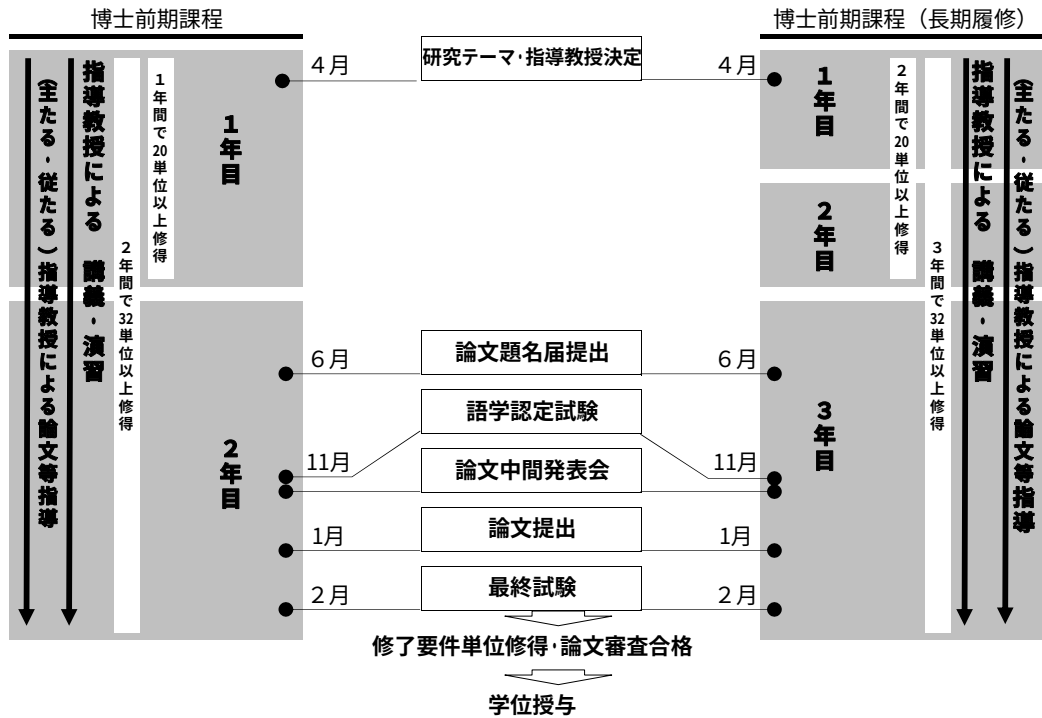
学 年	月	事 項	備 考
1 年次	4 月	オリエンテーション	
		各自の研究テーマ・指導教授を決定する。	
		履修登録 講義履修(16 単位以上) 「論文等指導」履修(4 単位)	指導教授の「論文等指導」を含めて20 単位以上修得する。(論文提出要件)
2 年次	4 月	履修登録 講義履修	・2 年次修了までに32 単位以上の修得が必要。(修了要件)
		「論文等指導」履修(4 単位)	・修了見込証明書発行基準： 2 年次に在学し20 単位以上を修得している。
	6 月	論文題名届を提出する。	論文タイトルや概要を決定する。
	10 月～11 月	論文中間報告会	
		語学認定試験を受験する。	(論文提出要件)
		論文提出準備	作成要領をもとに準備する。
	12 月		修士論文審査員(主査・副査)が決定される。
	1 月	論文提出	
	2 月	最終試験	主査・副査により口述試験が実施される。
	3 月	学位授与式	

早期修了者・長期履修者は、次ページ「学修フローチャート」を参照して下さい。

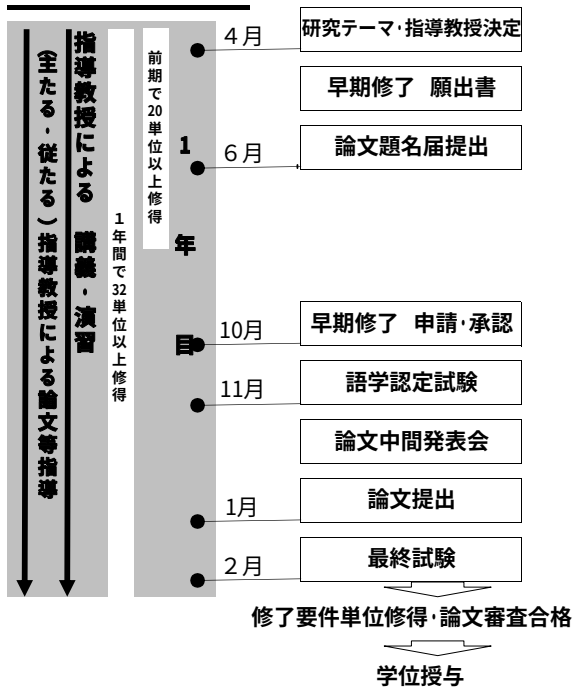
博士後期課程 学修の流れ

学 年	月	事 項	備 考
1 年次	4 月	オリエンテーション	
		各自の研究テーマ・指導教授を決定する。	
		履修登録 講義履修 「演習2」履修(4 単位)	指導教授の「演習2」を修得する。
2 年次	4 月	合同研究会	研究テーマを設定し、概略を発表する。
		履修登録 講義履修 「演習2」履修(4 単位)	指導教授の「演習2」を修得する。
3 年次	4 月	合同研究会	研究テーマについて論文要旨を報告。
		研究指導者の決定	
		履修登録 講義履修	3 年間で20 単位以上修得する(指導教授の「演習2」を含む)。(修了要件)
		「演習2」履修(4 単位)	指導教授の「演習2」を修得する。
	5 月	論文中間報告会	
			予備審査の実施
	6 月	論文題名届を提出する。	
	7 月～	語学認定試験を受験する。	(論文提出要件)
		論文提出準備	作成要領をもとに準備する。
	7 月		論文本審査
	9 月		修士論文審査員(主査・副査)が決定される。
		論文提出	
	11 月		
	12 月～2 月	最終試験	主査・副査により口述試験が実施される。
	1 月	公聴会	
	3 月	学位授与式	

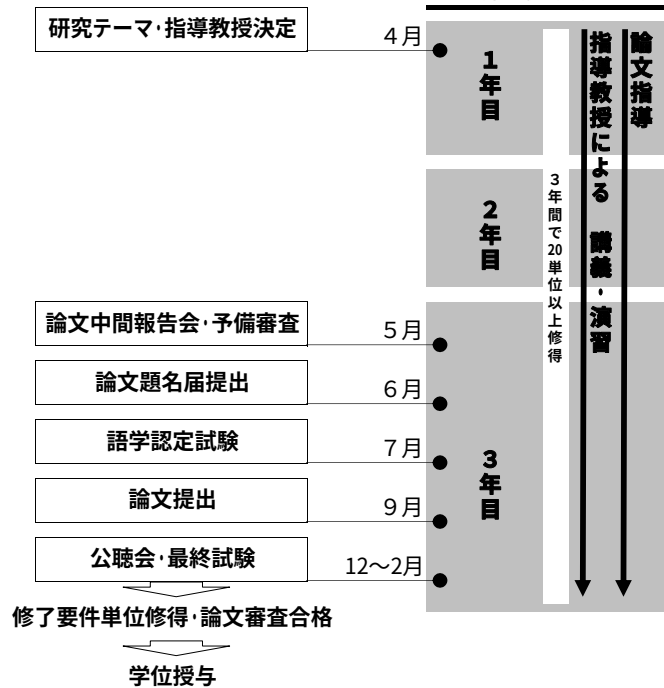
法学研究科 学修フローチャート



博士前期課程（早期修了）



博士後期課程



III 成績評価について

1 科目試験について

秀	90点以上	所期の目標を十分に達成し、特に秀でた成績を示している。	合 格
優	80点以上	所期の目標を十分に達成し、優れた成績を示している。	合 格
良	70点以上	不十分な点があるが、所期の目標をほぼ達成している。	合 格
可	60点以上	所期の目標の最低限は満たしている。	合 格
不可	60点未満	いくつかの重要な点において所期の目標を達成していない。	不合格

2 論文等試験について

博士前期課程

修士論文評価基準

- ①当該研究領域における修士としての必要な知識を修得し、必要に応じて当該研究領域における問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているか。
- ②申請された学位に対して研究テーマの設定が妥当なものであるか、先行研究を踏まえているか、論文作成に当たって、そのテーマを踏まえた明確な問題意識を有しているか。
- ③論文の記述（本文、図、表、引用、文献リストなど）が適切かつ十分であり、明瞭にして一貫した論理構成を備え、明確かつ妥当な結論を得ているか。
- ④設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法（調査、実験、論証など）が採用され、論文ではそれに則った具体的かつ的確な分析及び考察がなされているか。
- ⑤当該研究領域において、理論的又は実証的な見地から、一定以上の水準に達しているか。
- ⑥倫理上の問題がないか。

特定課題研究評価基準

- ①当該研究領域における修士としての必要な知識を修得し、必要に応じて当該研究領域における問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているか。
- ②申請された学位に対して特定課題研究のテーマの設定が妥当なものであるか、特定課題研究報告書（以下「報告書」）がコースワーク、実務、経験、実地調査等において得られた問題意識と知見にもとづき執筆されているか。
- ③報告書の記述（本文、図、表、引用、文献リストなど）が適切かつ十分であり、社会的に有用性又は妥当性のある解決を提示し、明確かつ適切な結論を得ているか。
- ④設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法（調査、実験、論証など）が採用され、報告書ではそれに則った具体的かつ的確な分析及び考察がなされているか。
- ⑤当該研究領域において、理論的又は実証的な見地から、一定以上の水準に達しているか。
- ⑥倫理上の問題がないか。

博士後期課程

博士論文評価基準

- ①学位請求論文が、従来の研究成果を正しく踏まえたうえで、独創的かつ高い水準にあり、当該研究領域において、新たな知見を付与するなどの一定の貢献を期待できるものであるか。
- ②学位請求者が、研究者として自立して研究活動を行うに足る、また高度の専門性が求められる社会の各分野において活躍する高度の研究能力と豊かな学識を身に付けているか。
- ③研究について、適切なテーマ設定が行われ、明確な問題意識に基づき、的確な方法によって遂行されているか。
- ④学術論文として、明確かつ緻密な論理性を備えるとともに、ふさわしい記述方法が選択され、かつ明瞭にして妥当な結論が得られているか。
- ⑤倫理上の問題がないか。